

令和８年度第１回療育支援専門部会 議事概要案

1 日時 令和８年８月４日（火） 午後６時から

2 場所 千葉県庁中庁舎１０階 大会議室

3 出席者

（１）委員

石井委員、大川委員、大塚委員、木村委員、久保木委員、新福委員（部会長）、田熊委員（副部会長）、竹内委員、田中委員、田邊委員、服部委員、船木委員、前本委員、三川委員、水落委員、宮田委員、山岸委員、吉野委員、渡邊委員

（２）県

上野障害福祉事業課長、小貫障害福祉事業課副課長 外

4 議題

（１）部会長・副部会長の選任について

（２）第八次千葉県障害者計画の進捗状況について

（３）第九次千葉県障害者計画の骨子案について

（４）その他

議題（１）部会長・副部会長の選任について

（事務局）

部会長及び副部会長につきまして、自薦またはご推薦はございますでしょうか。

（船木委員）

部会長として新福委員、副部会長として田熊委員。前年度、計画の立てるところからご尽力いただきました。本当に障害福祉への思いや、この部会への経験というのがすごくありますので、引き続き、私からはお二人を推薦したいなと思っております。

（事務局）

部会長に新福麻由美委員、副部会長に田熊立委員という声がありましたが、他にございますでしょうか。他にないようでしたら、新福委員に部会長、田熊委員に副部会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（拍手）

新福委員、田熊委員、お引き受けいただけますでしょうか。ありがとうございます。

議題（２）第八次千葉県障害者計画の進捗状況について

《事務局説明》

（宮田委員）

資料１の「児童発達支援事業所数」の目標値について、この数がいまだに必要なのか、事業所の充足率はどのくらいでしょうか。

（事務局）

事業所ごとの充足率までは把握していませんが、全体の利用者数は増加傾向にあります。目標値は過去の事業所開設数の伸び率を基に設定しています。

（宮田委員）

幼稚園を運営していて感じるのは、児童発達支援等が必要とする子どもが増加していますが、一方で、その要因が先天的な障害によるものなのか、愛着形成などの後天的なものなのかについては私たちも十分にわかりません。今後は、施設で対応を続けていくのか、後天的な要因を見つけて対応するのが課題になってくると考えます。後天的なものであれば、治療をしていくことで、必要な事業所数、人員を減らしていくことができるのではないのでしょうか。未来に対する治療、処置を今後検討していかなければいけないと強く感じています。

（吉野委員）

学齢期も同じで児童の数が極端に減っている中で、目標値については目標を立てたときはこれでよかったかもしれないですが、現状に応じて精査したほうが良いと思っています。障害があるというよりも、保護者の就労のために利用している学齢期の児童がとて多く、朝学童保育へ行き、その後学校行ってから放課後等デイサービスに行き、また学童に行くといった１日に４ヶ所回っている事例などがあり、本当に障害があって使っているのかご家庭の就労の関係で使っているのかがわかりません。長い時間預けているので、子どもの発達状況の把握がなかなかできない保護者の方が増えてきています。自閉傾向、発達障害の方は１週間に７日間サービスを使えますが、定員の関係で複数の事業所を使いますので、全体像の把握ができないことがあります。こういった子どもが中学生、高校生になると在宅が多くなるので扱いきれず、就労先もなくほとんどが生活介護も行けず、グループホームをたらい回しになります。受給者証の発行の基準が市町村でばらばらなので、療育を継続して必要な子どもたちが利用できない状態になってきており、また、事業所は経費をかけないで定員の充足が欲しいだけの方たちがとても多いです。数値をもう一度精査したほうがいいのではないのかと思います。

（新福部会長）

事業所数の目標設定については、実態把握や事業所の廃業状況も含めて検討する必要がある、県として実態調査を行うことも重要ではないかと思います。

（船木委員）

児童発達支援センターでは、児童発達支援事業所は増加している中で職員への研修などを行っています。経験の少ない事業所や営利が優先される事業所も多く見受けられ、医療的ケア児が寝てる上を他の子が飛び回っていたりなど目を伏せたくないような実態の事業所もあります。児童発達支援センターでもどうやって療育の質を高めることができるかということに日々尽力しています。親は信じて子どもを預けているわけであり、支援内容の質の向上

に重点を置く必要がありますので、数を増やしていくのはどうかと思っています。

（新福部会長）

令和9年に新たな研修体系ができますが、まだ見えないところがあるので心配な部分があります。また、保育園に児童発達支援を入れる二重取り、さらに保育所等訪問支援なども含め三重取りにしているのではないかという事業所もあるようです。県として療育の質をどのように担保するかについては話題にしても良いと思います。

（服部委員）

事業所数が増えること自体は望ましいものの、地域による偏在が問題で、私たちの香取海浜地域では数が足りていないで選択の余地がない状況です。地域に満遍なく広がれば近隣の事業所を利用できるので利用者の負担も減りますので、質の問題に加えて、地域間格差の解消も計画に盛り込んでほしいと思います。

（新福部会長）

地域によって事情が違いますので、しっかり精査をしていく必要があると思います。

（田中委員）

医療型障害児入所施設について、「増加を目指す」というのは県として具体的にどの程度の整備が必要と考えているのでしょうか。

（事務局）

医療型障害児入所施設は設置自体が難しいため、「増加を目指す」という表現にしています。今後は実績等も踏まえ、目標設定について検討していきます。

（石井委員）

人口に対する医療型障害児入所施設の定員数について、千葉県は全国平均の約半分でワースト3となっています。すぐには達成できないと思いますが、目標というのは目指すべき姿ですから、全国的な状況を踏まえつつ、人口規模に見合った整備目標を検討していただきたいと思います。

（新福部会長）

人口に合わせた目標数値をご検討いただければと思います。

（三川委員）

資料1、4-17の中で、個別の指導計画が作成されている児童の割合については、分母と分子はどのような対象のことを示しているのか説明をお願いします。

（事務局）

対象は、作成が義務付けられている特別支援学級の子供及び通級による指導を受けている子供に加えて、通常学級で作成が必要と思う子供です。作成が義務づけられているお子さんについては計画の作成は進んでおり、次の学年等への引き継ぎに活用されています。

(三川委員)

計画を作成すれば、それを引き継いで活用していくのは当然だと思います。地域の状況ですと、良い先生を捕まえ保護者が頑張って関係機関を巻き込んでこういうものを作って引き継ぐ体制を作った場合は、保護者の圧力で次の機関までつなげていけますが、作成した計画を広く関係機関を巻き込む形で活用していかないとこの目的を達成できないと思います。それが広範に行われていないように思いますので、こういった指標を目標に加えてください。

(事務局)

広がりについての調査というのは具体的にどういうことになりますか。

(三川委員)

例えば、通常学級に所属しており作成が義務でない場合にどのくらい作れているか。それから、放課後等デイサービスなど教育以外の機関で利用する時にもなるべく活用しましょうという形で、教育委員会で音頭はとっているはずですが、実態がちょっと見えてこないというのがもどかしい部分があるので、そういったものを引っ張り出すことはできないのでしょうか。

(事務局)

引き継ぎについてどのようにしていくと良いかというところは当課でも検討を進めており、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成から活用までの流れが定着していくように、両計画の作成と活用に関する通知を全県内公立学校に周知はしているところです。併せて、実際に各地域の方で、どのような引き継ぎがなされているかということも各教育事務所等と連携を図りながら聞き取りを進めています。

(三川委員)

療育などと活用ができているところがあれば、ぜひその事例をうまく拾えるように、調査表の作り方など、Q & Aの内容の中にぜひ盛り込んでいただきたいです。

(事務局)

他の機関との連携についても検討させていただこうと思います。

(吉野委員)

進学の際などに、移行の会議を開きませんか、シートをいただけませんかと言ったときに、周知の問題があるかもしれませんが理解をいただけないことがあります。特に特別支援学級から高校へ行くときに、連携シートが移動してないなど、うまくいってない方たちが10%ぐらいいるのではと思っています。方法について現場で理解できるようにしていただけるとありがたいです。

(事務局)

特に中学校から高校にかけての引き継ぎについては、当課の方でも課題として抱えておりますので、周知が進んでいくように今後も推進をして参ります。

(服部委員)

P T A会長として特別支援についての会議に参加したことがあります、小学校から高等

学校まで一貫して記録を引き継ぐ仕組みが整備されている地域もありますが、そうでない地域もあり、市町村によって取組状況に差があるように感じます。ネックは中学から高校で、中学からは先生が申し送りをされる場合もありますが、知的遅れがなく県立高校に入れるレベルのお子さんですと、本人や保護者の方が高校や中学校側に申し入れをして中学校から高校へ送られることもあります。前例がないと二の足を踏むところがあると思います。今、本人が自ら障害の可能性を感じて受診し、診断を受ける、18歳を過ぎての診断という方が増えてきておりますので、国がすべての子どもたちと銘打っている限りは、もっと早いうちにわかって支援の手が伸びるような体制づくりができると良いなと思っています。

(山岸委員)

学校教育法施行規則等によって個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が数年前から義務づけられており、進路については教員も心配しているため現場ではほぼ問題なく実施できていると思います。ただし、通常の学級に在籍している児童生徒については、教員が支援が必要と判断しても保護者の理解や同意が得られないことがあり、これが100%にならない理由です。これまで普通学級に在籍していたが、中学生になってから親が障害の可能性を感じたとしても福祉などにつなげる意識が低く、学校としては難しい点があると思っています。学校現場としては、必要な支援につなげたいとの思いを持っています。

(新福部会長)

小学生から社会人までうまく適応していけるよう、周囲にご本人の状態の理解をしてもらうことが一番大切だと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

議題（３）第九次千葉県障害者計画の進捗状況について

《事務局説明》

（水落委員）

資料３、４（１）「ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実」の数値目標について、再考いただきたいと思っています。私も児童発達支援事業所等の数だけを追うのは非常にリスクであると思ってまして、医療的なケアが必要な方については、独立して数値目標が設定されてるので良いですが、通常型の事業所がたくさんある中で、重度の方の選択がどれぐらいあるのかというところは、非常に疑問を感じています。なので、加算を取れるような事業所の数を数えるといったことも必要だと思っています。

（新福部会長）

重たい方を受けていただける事業所が少ないという意見もあると聞いていますので、数値目標も含めてご検討いただきたいと思います

（事務局）

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保などについては、厚労省指針の成果目標として資料３、４（４）に入っています。委員の方からご指摘いただきましたような、重度の加算などについては検討したいと思っています。

（宮田委員）

事業所の開設に当たり、他の業界に与える影響というのもお考えいただきたいと思います。保育や幼児期の教育現場の人材確保が非常に困難な中であって、施設が増えるときは必要な人材を取り合うことになることを危惧しています。

（事務局）

人材の確保が課題という点は認識しています。人材確保、育成についても検討していきたいと考えております

（山岸委員）

学校現場でも教員確保の問題が大きいです。子ども全体の数は減っていますが、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の児童生徒数が右肩上がりに増えているのに対して、担当する教員の確保ができていません。教育委員会から人員が配置されない中で、通常学級でずっとやってた人にお願ひする、あるいは、新規採用や臨時的任用の者を充てているという現状についても認識してほしいと思っています。校内研修については、教員不足の中で、障害理解などのレベルというのが実情です。計画に記載のある専門性の向上についての研修は、特別支援学級や通級指導の先生が学校を超えて障害の種類ごとに研究会という形でやっていますが、こうした取組みは校内研修という書き方では表れてきません。学校現場の実情を反映させるような形で記載していただけると、県民の方への理解も深まるのではないかと感じています。

（事務局）

御意見として、課内で共有していきます。

(竹内委員)

県内の特別支援学校でも、医療的ケアが必要なお子さんがいる家庭負担を軽減しようとしています。仕事を休む、辞めるというご家庭もあります。福祉、医療、学校現場が頑張っている現状ですが、労働環境についてもアプローチしていただきたいと考えます。企業では、休ませてあげたい気持ちもあるが、働き手も少ない中で難しいという話を聞きます。違う視点でもご支援いただけたらと思います。

(新福部会長)

保護者の方が就労しているという現状があり、国とすると、皆さん働いてくださいという発想がある中で、その一方で誰でも通園みたいなものが始まります。うまくいかない感じがすごく見えている部分ではあり、障害の分野だけでは無理だと思いますので検討いただきたいと思います。

(木村委員)

学校の先生方が、支援が必要なお子さんに教育を行う際の専門性をどう高めるかという点で非常に苦労されているというお話がありました。私も言語聴覚士は、医療、福祉、療育、教育の領域で働いている言葉とコミュニケーション支援の専門職です。そういった立場から、学校の先生方と一緒に支援にあたりたいと日頃感じていますが、残念ながら、言語聴覚士があまり多くないということもあり、千葉県では連携があまり進んでいないと感じております。例えば東京都などでは、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職が、学校の先生方と一緒にあって、研修を行ったり、就学相談の場と一緒に入るといった体制ができていますので、千葉県でもそういった連携が進んでいけば良いと考えています。

(久保木委員)

服部委員からもありましたが、千葉県は都市部と郡部で全く違う状況なので、計画の目標数値を都市部で設置されたら達成というのでは郡部での状況が反映されません。難しいかもしれませんが検討いただきたいです。また、皆様から、医ケア児を支えるのに看護師の確保が必要だということを挙げていただいています。医ケアの対象者は数が少ないので看護師を1人雇用するのはとても難しいのだと思います。ナースセンターでは障害現場からの求人が上がってこないというのが実情で、少ない子どもたちを何人かのナースでみる形をとらないと難しいのだろうと考えています。コーディネーターの配置等は充実してきていますが、それを支える人材の方も考えていただきたいと思います。

(船木委員)

法人の方で人事を担当しています。当法人には保育園、児童発達支援センター、乳児院がありまして、基本給は一律ですが国からの保障が全部違います。給料は、保育園の先生が高い、乳児院は夜勤があるからまあまあ高い、児童発達支援が低いという現状があります。医療的ケアについては、当法人では看護師を3人雇用していますがきついです。重心の施設だとある程度保障がつきますが、動ける医ケア児だと加算が低くなります。しかし、いろいろな医療的ケアが必要な中で処置の時間が被るため、看護師1人では回しきれず3人抱えています。そうすると経営は傾いてきますが、お子様のために頑張っているというのが現状です。

(新福部会長)

保育については補助が大きく、障害のところはつかないという実態があるということで、ぜひ、県も声高らかに訴えていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

今回こちらの部会にはお諮りしていませんが、第九次計画につきましては人材の確保を大きな柱としています。参考資料1では、「主要な施策」の中で、「障害福祉人材の確保・定着とケアの充実に向けた業務の効率化の推進」を掲げています。障害に限らず人材不足というのは課題ですが、共通して力を入れていきたいと考えています。また、ご意見いただきました職員の処遇の部分につきましては国が定めるサービス報酬に依存しているため、処遇改善について国に対して引き続き要望していきたいと考えております。

(田熊委員)

資料1の短期入所事業所数が、目標値を大幅に超えており大変素晴らしいのですが、どうして現場ではこんなに短期入所が足りないと感じるのかと不思議に思っています。知的障害がないが行動上の課題のある方の短期入所はほぼ見つからないそうです。各団体の要望書についても、短期入所に関するものがとても多いです。量の評価と質の評価とユーザーの満足度という観点で、ショートステイに関して評価は大変低いですが、なぜ目標と実態のねじれが起きてるのでしょうか。資料3、4(2)の「家庭の多重困難の状況を把握して社会福祉につなげたり、早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要である。」というのは大変重大で、しっかりサポートがなくてはいけない中で、評価をどうするか以前の問題としてよく内容を検討していただきたいです。資料3、4(4)で、短期入所の話が出てきますが、医療的ケアのお子さんたちだけが主語になってるのが大変気になります。厚労省の方の令和11年度のところに、強度行動障害を有する障害児に関する支援体制の整備が挙げられています。強度行動障害を有する障害者の定義をはっきりさせ、施策を進める上で支援が必要な対象者が何人いるのかを把握する必要があると思います。特別支援学校でどう把握しているのか、していないのであればどうやって追っていくのか、何をもって体制整備というのかという点で、短期入所が足りない中で、放課後等デイサービスで強度行動障害を受け入れが難しい点もあり、広い分野においての体制整備になるだろうと思いますので、ここの具体化はどうしていくのか、行動障害のある子どもを引き受けるにあたって、事業者への負担が大変大きい中で、加算がなくて果たして体制整備が進むのかという疑問があります。加算があっても人材がいらないという問題もあり、課題は尽きないですが、何を評価するかという検討にあたり段階が結構多いです。その中で、この(4)の文面に強度行動障害のことが入っていないのは、心もとないなと思っていますので、ぜひ、現状、課題、取組みの方向性のこの3点についても入れていただきたいですし、これを実際進めるセンターとして、私の仕事になりますので、ぜひよろしくお願いします。

(事務局)

厚労省指針の成果目標である「強度行動障害を有する障害児に関する支援体制の整備」をそのまま入れているところですが、細かく数値目標等を記載していなかったところですので、素案を作成する段階で関係部署と調整し、検討させていただきたいと思います。

(新福部会長)

強度行動障害をお持ちのお子さんたちが、認定されていない方も含めたくさんいらっしゃる現状でどうしていくか検討が必要だと思います。

(吉野委員)

教育関係について、県のモデル事業で連携協議会というのがありましたが、今でも一般財源で続けている教育委員会はいくつもありまして、そこでは労働、医療、保育分野まですべて連携しています。そういったもの上手に使って、県の方で働きかけていただくと良くなってくると思います。また、労働供給量が減っているのにニーズが増えているから、人員を増やせば質は担保できなくなってくるに決まっているし、給料が高い方にいくに決まっているので、福祉だけでは全然やれないと思っています。企業では介護休暇、育児休暇などの制度はできているし利用率も上がってきていますが、休暇の申請をしにくい、もしくは管理職などで部下には取らせてるけど自分は取れないという状況もありますので、環境的なものを少しずつ変えていかないといけないと思います。サービスの供給量を減らすことも1つの方策かもしれませんが、とても難しいですが次の計画ではそういうことも考えていかないといけないと思います。目標で「増加に努めます」とあり数値目標になっていませんが、やっぱりそこへは数字をきちんと入れるべきで、そうしないと、いつまでたっても正確な評価はできないので次に進めないと思います。概算でも良いので必ず数字を入れていただけるとありがたいです。

(新福部会長)

確かに、労働人口が減っている一方で、利用するお子さんたちが増えているというひずみが明らかになってきていますので、難しいところですが1歩でも前に進めるような形の計画をやっていただけたら良いと思います。どこの事業所も同じ問題を抱えていて、それが全く改善していない現状があり、働き手を奪い合っているところがあるとは思いますが、子どもたちにとって何が必要なのか、子どもにとっての居場所って何だろうかというところを改めて考えていく必要があると思っています。この先の計画は大変難しいと思いますが、子ども時代をうまく過ごすことで、大人での生活が安定したり、強度行動障害に繋がらなくなるといったことがありますので、ぜひ子ども時代を大事にした計画を立てていただくようよろしくお願いします。

(服部委員)

資料3(5)の、「障害のあるこども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実」について、いつも対象が幼、小、中、高のみで保はないというのがいつも気になっています。今、保育所保育指針、幼稚園教育要領の改定を国の方でしていますが、今回初めて文科省とこ家庁と一緒に改定を進めています。障害のある子どもたちは、保育園、こども園、幼稚園、どこの園に行っても教育を受け、園は、保育要録、指導要録を小学校に上げているわけなので、ぜひ、可能であれば保育園も入れてもらえると大変ありがたいと思っています。

(大塚委員)

公教育と専門職という点で、私は作業療法士として千葉特別支援学校で摂食を担当しています。熱心に質問してくださる先生も多く専門職として役に立ちたいと思っています。また、先ほど誰でも通園制度の話がありましたが、本学の保育士養成課程の教員に聞くと

受け入れ前にどういう準備をしたらいいかわからないとの声がありました。例えば、医療的ケア児を受け入れる場合は、どういう親御さんなのかといった情報も事前にわかった上で受け入れたいというのがあります。また、質についてですが、第三者評価を活用して客観的に確認している事業所もあれば、ビジネスライクなところもあると聞いていますので、質をどのように確保するのかという観点で進めていただきたいと思います。

（新福部会長）

今回の熊本地震もそうですが、実際に大震災が起きたときの障害を持った方やご家族の避難について、福祉避難所が実際に機能するのがご家族にとっては不安なところではあると思いますので、その辺もぜひ第九次計画の中で入れていただけるとありがたいと思います。